

対馬市告示第5号

平成19年第2回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年2月22日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成19年2月28日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

小西 明範君	永留 邦次君
小宮 教義君	阿比留光雄君
三山 幸男君	小宮 政利君
初村 久藏君	吉見 優子君
糸瀬 一彦君	桐谷 徹君
宮原 五男君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 榮君	上野洋次郎君
作元 義文君	黒岩 美俊君
島居 邦嗣君	武本 哲勇君
中原 康博君	桐谷 正義君
畑島 孝吉君	扇 作エ門君
波田 政和君	

○2月28日に応招しなかった議員

平成19年 第2回 対馬市議会臨時会会議録(第1日)

平成19年2月28日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成19年2月28日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 波田政和君の議員の資格決定に関する資格審査特別委員会の調査報告について

追加日程第1 発議第3号 資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発について

追加日程第2 発議第4号 資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 波田政和君の議員の資格決定に関する資格審査特別委員会の調査報告について

追加日程第1 発議第3号 資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発について

追加日程第2 発議第4号 資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発について

出席議員(25名)

1番 小西 明範君

2番 永留 邦次君

3番 小宮 教義君

4番 阿比留光雄君

5番 三山 幸男君

6番 小宮 政利君

7番 初村 久藏君

8番 吉見 優子君

9番 糸瀬 一彦君

10番 桐谷 徹君

11番 宮原 五男君

12番 大浦 孝司君

13番 小川 廣康君	14番 大部 初幸君
15番 兵頭 榮君	16番 上野洋次郎君
17番 作元 義文君	18番 黒岩 美俊君
19番 島居 邦嗣君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	豊田 充君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	中島 均君
総務部次長（総務課長）	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	阿比留輝雄君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	神宮 忠彌君
建設部長	清水 達明君
水道局長	斉藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	松村 善彦君

豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開会

○副議長（扇 作工門君） おはようございます。

報告いたします。山田市民生活部長より欠席の申し出がっております。

ただいまから平成19年第2回対馬市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、市長よりごあいさつをお受けいたします。市長。

○市長（松村 良幸君） おはようございます。新たな年が明けましてから2回目の臨時会の開催であります。

実は2月22日付をもちまして、8名の議員諸兄から臨時議会の招集請求がございましたので、本日御参集をいただいたところであります。

付議案件は、議員の資格審査特別委員会に付託されました調査報告について、1件のみでございます。

どうかよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○副議長（扇 作工門君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、小宮教義君及び阿比留光雄君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○副議長（扇 作工門君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付しております会期日程どおり、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日1日限りに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時03分休憩

.....
午前10時05分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開します。

日程第3. 波田政和君の議員の資格決定に関する資格審査特別委員会の調査報告について

○副議長（扇 作工門君） 日程第3、波田政和君の議員の資格決定に関する資格審査特別委員会の調査報告についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、波田政和君の退場を求めます。

〔26番 波田 政和君 退場〕

○副議長（扇 作工門君） 本件について、資格審査特別委員長の報告を求めます。資格審査特別委員長、大部初幸君。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより資格審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された波田政和議員の地方自治法第92条の2の規定による資格の有無について審査の結果、別紙資格決定書（案）のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により御報告いたします。

資格決定書（案）、資格の決定を求めた議員、大部初幸、武本哲勇、畑島孝吉、扇作工門、宮原五男、阿比留光雄、作元義文、大浦孝司、桐谷正義、初村久藏、吉見優子、桐谷徹、永留邦次でございます。資格の決定を求められた議員、波田政和君。

波田政和君の議員の資格の有無につき、次のように決定をする。1、決定、地方自治法第92条の2の規定に該当する。2、理由、別紙、資格審査特別委員会報告書のとおり。平成19年2月28日。対馬市議会。

資格審査特別委員会報告書、平成19年1月31日、第1回対馬市議会臨時会が開催され、議員波田政和君の議員資格決定要求書が提出されました。

提出の理由は、波田政和君が有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸の実質的な経営者である疑い濃厚であり、これは地方自治法第92条の2の兼業禁止に該当し、議員の資格なしとの決定を求める要求であります。

これに伴い、対馬市議会委員会条例第7条第1項の規定により「資格審査特別委員会」が設置をされ、さらに同委員会には地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限も委任されたところであります。（別紙1「資格審査特別委員会委員」）

平成19年2月2日の第1回委員会から2月27日まで計6回の委員会を開催しました。各委員会での審査内容等については以下のとおりであります。

記。1、第1回資格審査特別委員会、2月2日（金）、13時から17時まで。出席、大部初幸委員長、阿比留光雄副委員長、武本哲勇委員、大浦孝司委員、桐谷徹委員、初村久藏委員、永留邦次委員。欠席、宮原五男委員。場所、豊玉支所3階会議室。

協議事項、①本委員会に係る今後の活動について、付託事件は、議員資格の決定に関する事項であり、要求書の内容、添付されている証拠書類、関係官公署及び関係業者からの記録の提出を受け、十分に調査検討することを確認し、次のとおり決定した。

イ、別紙2の「記録（資料）提出を求める関係人の住所・氏名及び提出期限」のとおり、記録（資料）の提出請求をすることを決定した。提出期限は2月9日までとした。

ロ、資格審査特別委員会は非公開とすることに決定をした。

ハ、第2回資格審査特別委員会は2月13日（火）10時に招集することを決定した。

2、第2回資格審査特別委員会、2月14日（水）10時から12時まで。

波田政和議長より、市長に対し再議書及び資料請求13日までとしたため、委員会日程を13日から14日に変更した。

出席、大部初幸委員長、阿比留光雄副委員長、武本哲勇委員、宮原五男委員、大浦孝司委員、桐谷徹委員、初村久藏委員、永留邦次委員。場所、豊玉支所3階会議室。

協議事項、①記録（資料）提出に係る請求内容の確認について、第1回資格審査特別委員会の決定に基づき、別紙2の「記録（資料）の提出を求める関係人の住所・氏名及び提出期限」のとおり、資料到着期限を2月13日までとし関係官公署及び関係業者に対し請求を行った。

提出された書類は、別紙2「記録（資料）提出を求める関係人の住所・氏名及び提出期限」一覧表のうち、親和銀行対馬支店、長崎県、対馬市及び長崎地方法務局対馬支局からであります。

厳原税務署の請求資料については、国家公務員法第100条の守秘義務、法人税法第163条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律第15条の規定に基づき提出できないとのことであります。また、有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸は、地方自治法第100条に基づく記録提出については、別紙3及び別紙4の「意見書」のとおり議員資格決定要求に関して、同法第100条第1項及び第98条第1項の規定を適用することに疑問があり、記録（資料）の提出請求が違法でない旨の明確な公文書での説明があるまで、記録（資料）の提出を留保するとのことであります。

これに対し当委員会は、波田政和議員の資格決定要求の理由が公共工事に関する談合の疑い、公共事業からの撤退を約束する行為・言動を初め実質的な経営者である者が議員であることは、公共事業の入札の公平を害するおそれがあることを考えれば地方公共団体の事務であり、100条調査権の付与は当然のことです。

有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸が、記録（資料）の提出を拒否することは、正確な審査ができず、場合によっては誤った決定をする可能性もあり、再度の記録（資料）請求を行うこととしたところであります。

②次回委員会の招集日及び協議事項について、招集日、次回は2月21日から22日に開催することを決定した。

協議事項、証人訊問を行うことを決定した。

イ、2月21日、平成17年11月25日に談合の告発をした5名。

ロ、2月22日、有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸の取締役、前取締役及び有限会社マルハの従業員、計7名を招致することを決定した。

3、第3回資格審査特別委員会、2月21日（水）10時から14時10分。出席者、大部初幸委員長、阿比留光雄副委員長、武本哲勇委員、宮原五男委員、大浦孝司委員、桐谷徹委員、初村久藏委員、永留邦次委員。場所、豊玉支所3階議会議場。

平成17年11月25日、対馬市議会議長あてに談合告発をした5名について、証人訊問を行った。（別紙5）要点は以下のとおりであります。

①有限会社糸瀬工業、代表取締役糸瀬次男、10時から10時50分。

これから先はこちらからの質問に対してはそのまま、答えの方はAということで答えさせていただきます。

平成17年9月8日、林道安神大米線の入札に際し、有限会社マルハから談合の申し出があったとされているが、マルハのだれから要請を受けましたか。A、市の担当者の事情聴取ですべてを話している。電話で2回申し出があり、声は多分大石であったと思う。

有限会社マルハと波田議員の関係は、実質的経営者と思われるか。A、有限会社マルハと波田議員はその系列だと思っている。

再度、波田議員はマルハの実質的経営者ですか。A、同じ系列だと思っている。（議員が業者である）マルハは議員の運営している会社である。

②有限会社木村建設、取締役木村登、11時10分から11時30分。

大米線の談合問題についてだれが申し込んできましたか。A、大石からである。

マルハと議員は、無関係と思っていますか。A、個人的には経営者であると思うが、実態は知らない。

③株式会社熊本建設、代表取締役熊本滋之、11時37分から11時48分。

談合告発書の中で、マルハの関係者は市議であることを記載しているが、だれですか。A、経営者は波田議員であると思っている。

④有限会社佐伯建設、代表取締役佐伯利生、13時から13時22分。

大米線の談合の申し出はだれからありましたか。A、大石から入札の二、三日前に申し出があった。

告発書の中の関係者とはだれですか。A、波田議員はマルハの役員から離れているが、オーナーだと思っている。

⑤有限会社田口建設、社員、田口久米生、13時30分から14時3分。

告発書はだれが作成しましたか。A、5人で内容を相談して私が作成した。

告発書に出てくるマルハの関係者とはだれですか。A、波田議員と考えている。

波田議員からの圧力はなかったか。A、圧力はなかったが、大石とのやりとりの中で見え隠れするような気がしました。

大石との電話で波田議員の姿が見え隠れするような気がしたということですか。A、うちの会長というニュアンスであったので、そのように感じました。

会長は波田議員と認めているですか。A、日ごろから大石は、波田議員のことを会長と言っている。オーナーと認識している。

会長が市議であるから、談合に応じたということですか。A、そうであろうと思っていたので応じた。

会長が仕事をマルハに譲れとは言わなかったですか。A、話の中で、会長がかかわっているニュアンスはあった。本当は仕事が欲しかったが、関係者が市議であり今後の入札に支障を来すのではないかと思い、談合に応じるしかなかった。

4、第4回資格審査特別委員会、2月21日（水）15時30分から16時。出席者、大部初幸委員長、阿比留光雄副委員長、武本哲勇委員、宮原五男委員、大浦孝司委員、桐谷徹委員、初村久藏委員、永留邦次委員。場所、豊玉支所3階会議室。

①波田政和議員の弁明にもかかわらず、有限会社マルハについての記録（資料）は未提出である。再度の請求にも応じず、100条に基づく記録提出の義務があるのか強い疑義があるとのことである。波田政和議員は、平成9年5月26日に辞任しており、波田政和議員が有限会社マルハの実質的経営者に該当するか否かを調査する必要もないということが拒否の理由であります。

②臨時会の開催要求について、3月5日招集予定の定例会前に臨時議会の開催請求を行うことを決定した。

5、第5回資格審査特別委員会、2月22日（木）12時6分から19時12分。出席者、大

部初幸委員長、阿比留光雄副委員長、武本哲勇委員、宮原五男委員、大浦孝司委員、桐谷徹委員、初村久藏委員、永留邦次委員。場所、豊玉支所3階議会議場。

有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸の関係者の証人訊問を行った。時間が大幅にずれ込んだ理由は、21日の20時30分ごろ、訊問順位の変更が一方的にファクスされていたからである。委員会はこれを認めず、時間を午後に変更して証人訊問を行った。

①有限会社マルハ、前取締役波田麻美、12時6分から13時10分。

これも先ほどと同様に、質問のときはそのまま、答えだけをAということで答えさせていただけます。

議長選挙の運動中、家族会議で公共事業から手を引くと言っていましたが、A、今は土木の時代ではないという話はしたが、特に公共事業から手を引くということは強調したわけではない。

6月21日、有限会社マルハの代表取締役を辞任しているが、今はどういう立場ですか。A、従業員として籍を置いている。

現在も有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸の株主か。A、そうです。

役員変更に伴い、株式の移譲はなぜしないのですか。A、株はお金だから簡単にはできない。

波田議員も株主である280株を所有か。A、間違いない。

全株数を夫婦2名で所有をし、形だけの取締役2名が入っている。議決権もない。A、議決権はあると考えている。

自宅に何社の事務所が入っているのですか。A、有限会社マルハと有限会社マルハ運輸です。

大石社長は、波田グループの中で総括とか会長とか呼んでいる人がいるが、それはだれですか。A、波田政和です。

定款では、波田議員とあなたが全株300株を所有をし、280株は波田議員が所有している。議決権は波田議員にあるがどう思うか。A、今日初めて知った。

経営者でない者がマルハ運輸から経費が支出されている。飲食代から名刺代まで交際費として支払われている。問題では。A、支払いがあった。相殺しているものと思っていた。

マルハ運輸は、土地・建物代を支払っているが、マルハは支払っていない。A、経営的に大変だからもらっていない。

土地・建物は会社の財産ですか、ローンの支払いは。A、マルハ運輸、マルハ、アトラスからの給料で支払っている。

②有限会社マルハ、代表取締役内山義幸、13時33分より14時56分。

有限会社マルハに記録（資料）提出を求めているが、提出を拒否をしている。請求書は確認していますか。A、報告を受けて知っている。会社には関係ないと思って常務の大石に相談をして提出しないことにしました。

全400株のうち波田議員は幾ら持っていますか、奥さんは幾らですか。A、波田が377株、奥さんが23株。

大石はマルハで総括とか会長とか呼んでいる人がいますが。A、波田政和のことを総括と呼んでいます。

あなたは代表取締役である。役員報酬はもらっていますか。A、給料です。役員報酬という明細がないのでもらっていない。

内山社長の会社での権限は何か。A、事務部門は大石、私は現場である。

定款では、株式を持った者に権限がある。すべての議決権は夫婦2人にあるが。A、経営と出資は違う。企業に分かれ道を決定するときは株主の決定が必要だが、それ以外は取締役で決定をしている。

記録(資料)の提出を要求しているが、マルハは再度の請求も拒否している。波田議員はすべての資料を公表すると言っていますが。A、波田政和は、平成9年に取締役を退任している。経営には一切関係ない。

③有限会社マルハ運輸、代表取締役大石幸人、15時3分から17時12分。

有限会社マルハについて尋ねます。A、私はマルハ運輸と呼ばれている。マルハのことはコメントできません。

マルハ運輸の代表取締役であるが、株の譲渡は必要ないのですか。A、わからない。

波田議員は平成9年退任しているから関係ないと言っているが。A、会社としては、株主だけの関係である。

有限会社マルハ、この問題に関係ないから資料の提出を拒否しているが、持ち株は夫婦で所有をし、議決権は波田議員1人で決定できる。関係ないことはないが。A、マルハの資料の提出ができないことについては、92条の2代表者として言うが50%以下である。これに対して資格決定が要ることは理解できない。

その50%以下かどうかを調べている。以下であれば堂々となぜ出せないのですか。A、マルハ運輸は21日間のダブリがあり、マルハの事務所と住所が同一ということだけで調査されているのかと思っている。

大株主である波田政和議員が、あなたにやめろと言えどどうするか。A、やめます。

波田議員の接待交際費がマルハ運輸から支払われているが。A、社員であるので、支払う場合もある。

議員の兼業禁止は、入札などに支障があるから調査をしている。関係ないから出さないということにはならないが。A、弁護士と協議をして決めたことである。

大米線の入札に関し5名の業者が告発をしているが、記憶はあるか。A、談合を持ちかけた記

憶はない。

5名の業者が証言をし、電話で持ちかけてきたと言っているが、A、言ってはいない、記憶にない。

波田議員はマルハの従業員か。A、今は従業員ではない。

波田議員から指導を受けているか。A、指摘は受けている。現場における技術を伝授し、的確な知恵をいただいている。

波田議員は非常勤か常勤か。A、非常勤だ、勤務時間は8時から5時である。

波田議員はマルハの従業員ではないと言ったが。A、マルハの従業員と解釈する。

毎日8時から5時まで勤務をする。関係ない人がどうして事務所に出るのですか。A、赤子の使い程度の我々に対する親心ではないか。

年1回の総会、波田議員には相談なしに開催するのか。A、そうではない。

④有限会社マルハ、取締役阿比留厚喜、17時20分より17時52分。

マルハの従業員に波田議員はいるか。A、今はいないが、平成18年11月まではいた。

波田議員は仕事は何をしているのですか。A、営業と現場であります。

役員報酬か給料か。A、給料である。

⑤有限会社マルハ運輸、取締役廣田次男、17時54分から18時15分。

波田議員はマルハの従業員ですか。A、従業員ではないと思う。

波田議員は8時から5時まで出勤していると大石社長は証言していますが。A、わからない。

⑥有限会社マルハ、社員、岡野朋美、18時20分から19時12分。

波田議員はマルハの従業員ですか。A、以前は社員であったが今は違います。

波田議員に給料は幾ら払っていますか。A、10万から20万。

大石はマルハの役職は。A、常務である。

波田議員に給料は今は払っていないと言いましたが。A、昨年の後半から払っていない。

波田議員の個人住宅のローンは、アトラス、マルハ運輸、マルハの給料で払っているとの証言であります。A、マルハは払っていないが、アトラスは払っている。マルハからは賃料である。

元帳から波田政和の名前が頻繁に出てくるが、どういう金か。A、波田麻美さんをお願いをして用立ててもらっているのだからわからない。

以上、2月21日から22日、2日間で11名の証人訊問を行った。特に22日の有限会社マルハ、有限会社マルハ運輸の代表取締役ほか関係者の証人訊問については、2月21日の夜8時30分ごろ、職員もいない議会事務局にファクスでの順番変更の申し出や、有限会社マルハに対して再度の記録（資料）提出要求をしたにもかかわらず提出を拒否するなど、波田政和議員の議会での弁明とは裏腹に非協力的であった。

5、第6回資格審査特別委員会、2月27日（火）10時から12時。出席者、大部初幸委員長、阿比留光雄副委員長、武本哲勇委員、宮原五男委員、大浦孝司委員、桐谷徹委員、初村久藏委員、永留邦次委員。場所、豊玉支所3階会議室。

協議事項、審査結果の決定について、有限会社マルハから、決算書などの記録（資料）の提出を拒否されたため売り上げ総額に対する対馬市との契約額の占める割合などを把握することはできなかった。そこで、有限会社マルハ運輸から提出された記録（別紙6）及び証人訊問等で調査した結果に基づき決定することを確認した。

記。認定事項、①有限会社マルハ運輸は、資本金1,500万円、出資1株5万円、計300株となっている。出資1株につき1個の議決権を有することになっている。300株のうち、波田政和議員が280株、妻である波田麻美氏が20株を現在も保有している。全株式を2人で保有をし、会社の実権はその93%余りを持つ波田政和議員が握っている。（別紙7）

②平成17年4月1日から平成18年3月31日までの有限会社マルハ運輸の営業収入は5,838万1,364円である。うち対馬市との契約額は2,169万8,106円、率にして37.2%である。また、波田政和議員が創業した有限会社マルハ、株式会社アトラスから売り上げ3,027万5,605円が計上されている。これら身内の会社の売り上げを除くと実に77.2%となるわけです。（別紙8）また、対馬市とのごみ中継運搬委託契約は5カ年の随意契約が保障されていたが、平成18年4月1日には平成22年3月31日までの変更契約が締結されている。また平成18年7月1日には新たに段ボール、古紙運搬委託料、生ごみ用コンテナ洗車料の契約がされている。この契約により8月、79万6,887円、9月、76万3,297円、10月、97万9,902円、11月、81万2,248円、12月、84万8,032円、1月、85万9,592円、計505万9,958円の売り上げがある。平成18年度決算試算表の提出を求めたが拒否され、比率を出すことはできないが、平成18年度決算やそれ以降の決算においては、市の請負だけでは50%を超える可能性がある。（別紙8、別紙9）

③談合の告発をした業者の共通した証言は、談合の持ちかけは有限会社マルハの常務大石氏であること。また、有限会社マルハの実質的経営者は波田政和議員であることの認識が高いこと。

④有限会社マルハの400株のうち、波田政和議員が377株、妻の波田麻美氏が23株を保有していること。

⑤有限会社マルハ運輸から、波田政和議員の飲食代など交際費が支出されている。また、元帳に波田政和議員の氏名が頻繁に出てくること。（別紙10）

⑥有限会社マルハ運輸及び株式会社アトラスから従業員としての給料、有限会社マルハから事務所の土地・建物の賃料が、波田政和議員に支払われていること。

⑦現在の有限会社マルハ運輸の取締役には、役員報酬ではなく給料が支払われていること。

⑧波田政和議員の有限会社マルハ、有限会社マルハ運輸の非常勤社員といいながら、実態は朝8時から午後5時まで勤務している。業務内容は営業と現場指導である。

波田政和議員の営業行為については、平成18年7月24日、市長室応接室において、秘書課から市民生活部長と廃棄物対策課長が呼び出され、波田政和議長と大石社長から、段ボールの回収事業に対する営業行為を受けたことが確認されている。

決定、以上のように提出された記録（資料）に基づく調査、証人訊問での証言などから、有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸の実質的な経営者は、過半数を超える株式の保有にあわせて従業員としての勤務実態、交際費、携帯電話料金等の会社払い、会社の運営資金の頻繁な融通などを考え合わせるとき、実質的な経営者は波田政和議員で、地方自治法第92条の2の規定に違反し議員の資格なしと決定をする。

また、記録（資料）の提出を拒否した有限会社マルハの内山義幸代表取締役と有限会社マルハ運輸の大石幸人代表取締役両名を、地方自治法第100条第3項の記録（資料）の提出拒否により、同法第100条第9項の規定により告発することを決定する。

決定の理由は、波田政和議員は資格決定要求に対して弁明を行い、公職選挙法第104条については、地方自治法第92条の2の兼業禁止に該当しなければ、公職選挙法第104条にも抵触しないと述べているが、まさに本人の弁明のとおりである。今回のように明らかに実質的な経営者である場合は、公職選挙法第104条に違反することは明らかである。

また、地方自治法第92条の2を第1基準50%以上、第2基準50%未満に分け、平成16年度は0%、平成17年度は34%、平成18年度は35%であり、同法第92条の2の第1基準にも第2基準にも該当しないので、選挙管理委員会に5日以内の届け出は必要なしとの弁明である。このような脱法行為的考え方は、住民の代表として許されるはずはないのであります。

次に、有限会社マルハ及び有限会社マルハ運輸の株式については、波田政和議員と妻の波田麻美氏とで100%を保有している。

有限会社マルハは、400株のうち波田政和議員377株、妻である波田麻美氏が23株を保有している。有限会社マルハ運輸についても、300株のうち波田政和議員が280株、妻の波田麻美氏が20株を保有している。

自宅内に事務所がある。それぞれが有限会社マルハ、有限会社マルハ運輸に勤務する実態があり、株主と経営者を分離して考えることには無理がある。

さらに、有限会社マルハ運輸の元帳に関して、平成17年4月から平成18年3月31日までの1年間に計36回、2,000数百万円が波田政和議員から貸し付けられており、実質的な経営者の役割をしている。以下順を追って費目ごとに要点を記載する。

役員報酬、4月から6月までは毎月60万円が支払われているが、7月以降については、月

10万円から33万円を支出。なお、役員報酬については、社員総会の議決をもって定めることになっているが、議事録には記載がない。(別紙11)

給料・手当、平成17年7月から9月まで毎月60万円、10月から翌2月まで毎月50万円、3月に52万5,000円が給与・手当として支出(管理部)。これは代表取締役を辞任したことにより、7月以降の役員報酬から給与・手当に切りかえられたものと推定される。

福利厚生費、食事代、携帯電話機の購入代金の支払い。(9,600円)

旅費交通費、福岡出張旅費の支払い。

通信費、携帯電話の利用料金の支払い。(毎月1万9,000円から4万円弱)

消耗品費、名刺代の支払い。などがあり、このような実態を総合的に判断をし、議員資格なしと決定するものであります。

詳細、明細は今添付したとおりであります。私たち資格審査委員としては、今発表のとおり
の決定をいたしましたので、よろしく願いいたします。

○副議長(扇 作工門君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、宮原五男君。

○議員(11番 宮原 五男君) 提出証拠書類の中に議事録が1枚不足しております。ここ、事務局は、議事録が1枚抜けとるですね。(発言する者あり)よろしいです。

○副議長(扇 作工門君) ありませんか。1番、小西明範君。

○議員(1番 小西 明範君) 報告書の8ページ、⑧の中で平成18年7月24日、市長室応接室において担当部課長が呼び出され、営業行為を受けたことが確認されたとあります。これは職員からの証言、あるいは市から提出された文書等により確認をされたのかどうかお願いしたいと思えます。

○副議長(扇 作工門君) 14番、大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長(大部 初幸君) ただいまの質問に対し、私達も正直不信感がありましたので、山田部長、それから永留課長の両名を委員会の別室において確認をいたしております。そのときに秘書課の方より上に上がってきてくれということで、上に上がって応接室で話をされ、そのときの説明が先ほど言いましたように、段ボールのリサイクルをつくる内訳の説明があったとのことあります。

○副議長(扇 作工門君) 1番、小西明範君。

○議員(1番 小西 明範君) 今回のこの事件は、一議員の政治生命を奪う重大な事件であります。このような重大性を考えたとき、法律に対する専門的な知識を持ち合わせていない我々議員が、弁護士やあるいは上級官庁の指導もない中で結論を出すということは、ある意味では暴力的であり、危険性をはらんだ行為でもあります。なぜ専門家の意見を参考にされなかったのかお聞

きしたいと思います。

○副議長（扇 作工門君） 14番、大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 私たちは私たちに、弁護士に難しいところりわからないところは確認しながら進めてまいりました。今、小西議員の質問でありました先ほどの件も、私たちとしては重大な問題なわけなんです。一波田政和議員が会社から外れているということを言いつつ、なぜ大石さんと統合し、なおかつ市長室に訪ねて、そういう話し合いがあり、また秘書課を通じて各部長、担当が呼ばれたのが不可解なんです。普通ならば会社が、企業が営業する場合だったら、担当部長、担当課長が動かなくても、逆に企業の方が部長、担当のところにあいさつに行くのが普通だと我々は思ってるわけです。それで、両名の職員にも聞きましたところ、波田政和氏を一社員と思ってその話をされたんですかと、そこまでお聞きしましたところ、やはり波田政和氏は議長であるから、議長という受け方をしておりますという両名の回答であります。

○副議長（扇 作工門君） 1番、小西明範君。——ほかにありませんか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 委員長にお尋ねしたいと思います。

同じく8ページの一番上の中継運搬委託料、委託契約ですね。これはここに書いてあるとおりでと思うんですけど、その下の方の変更契約が締結されたというのは、何か洗車料契約されたとか書いてありますけど、そういうものはすべて包括されてるんじゃないですか。この辺を詳しく説明してください。

○副議長（扇 作工門君） 14番、大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 質問ですけども、18年の7月1日の再契約は、私たちもなぜ再契約変更がされているかというのは、詳細につかめてないですけども、6.5%アップの契約がされて、23年3月31日までの契約変更が実施されております。

○副議長（扇 作工門君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 6.5%が問題になると思うんですけど、そこら辺をせつかく調査されたわけですから、どういう理由で6.5%アップして22年まで随意契約をせざるを得なかったのか、その理由が私はちょっと理解しがたいんですけど。

○副議長（扇 作工門君） 14番、大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 私も委員長を務めながらも、部門、部門で委員も振り分けて調査しておりますので、その点、詳しい議員が、桐谷委員がおりますので、桐谷委員の方から説明させていただきます。

○副議長（扇 作工門君） 10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） 永留さんと山田部長の話によりますと、燃料代が急激に値上がりを行いましたから、これではやっていけないから何とか燃料代の分だけでも6.5%程度値

上げをしてもらえないでしょうかという申し出があったそうです。

○副議長（扇 作工門君） ほかにありませんか。3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 何点かお尋ねをいたします。

先ほど1番の小西さんからも話がありましたが、これは議員の職を奪うという、失職するという非常に大きな問題でございます。職を失うということですから、慎重に審議されたと思いますが、特に感情的なものが入っての審査はなかったと理解しておりますので、質問させていただきます。

このページの8ページの決定という事項がございます、下の方にですね。その中の方のくだりに、「実質的な経営者は波田政和議員で、地方自治法92条の2の規定に違反し議員の資格はなしと決定をした」ということがございますね。これは経営者ということでの92条の2項に当たるという考えのようにございますが、ただ今回は問題とするところは、議員が個人でやっているのか、または法人としてやっているのか、その2点のとらえ方がございます。

法的な解釈では、ここに地方自治法持っておりますけども、92条の2項、普通地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為を有する法人の無限責任、取締役、執行役もしくは監査もしくはこれに準ずべき者ということでございます。要するにこの同一法人であり、かつ執行を持つ者、支配人などを入れた者、これを両方満たしたときに初めてこの92条の2項が適用されて失職するわけであります。

この先ほどの報告では、8ページの報告では、実質的な経営者は波田であり、92条の2項の規定に違反しておると。これは二つのうちの一つを仮に満たしたとしても、先ほど申しました主に、主として同一の行為をする法人、これの規定は、こういう問題でございますから、長年にわたって論議をされ、最高裁の判定も出ております。最高裁の判定というのは、なぜ出すかということ、これを基準に皆様方が間違いのないように、公平にしましょうという一つの指針であります。その指針は皆さん議員必携などいろいろ資料持ってございましょうからおわかりでしょうが、その中には総売り上げの50%を超えるもの、超えるというのは市から受けたものが50%を超える場合には、兼業に値するという最高裁の判例も既に出ております。

今回は、この経営者であるというもののみでの資格なしとの決定でございますが、主とする、主に同一の行為をする法人、これについてはどのように検証されたのか。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 今、小宮議員の質問に対して、先ほど言いますように、私たちも8名の委員がそれぞれ分担して専門的部門を詳細に調査しなくちゃいけないということで、この質問には宮原委員がその部門を担当しておって進めておりますので、宮原委員の方から説明させていただきたいと思っております。

○副議長（扇 作工門君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 3番議員の質問に対して、92条の2項、主としてに対して答弁したいと思います。

自治法92条の2項の中の主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役等になることはできないと規定されております。この主としての意味は、最近の決算書により判断して、団体等に対する請負契約が50%以上を占めるような場合は、明らかに法に該当するものと解される、こういうふうに指摘されております。

解釈すれば、この50%については被要求者の解釈の、言われてみれば弁明書の中の内容をいいますと、この50%について被要求者の解釈の相違が出てきております。それはなぜかといいますと、行政実例の主としてについては、主として同一行為をする法人とは、請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものの意であって、該当するかどうかは請負金額の比率、そのほか事実により判断するとあります。主としては、業務だけではなく、金額の多寡によっても判断すべきものであるとなっております。

有限会社マルハ運輸の決算書の売り上げを見ますと、被要求者の言うとおりに、平成17年度は34%となりますが、月別で見ますと6月は58.8%となり、50%は超えております。同族会社の売り上げを引けば、平成17年度は77%となり、同族会社の資料提出を拒否しておりますので、売り上げ詳細がわかりませんが、資料提出拒否に対して被要求者が隠ぺい行為をしなければならぬことがあると判断されます。

次に、地方自治関係実例で一応の判断基準を示したものであり、50%を超える場合は明らかに法に該当すると言っているのであり、50%を超えない場合は該当しないとは言っていないとの見解もあります。よって、50%を超えなければならないという主張は認められないということに判断されます。

次に、議員は当該団体と主として同一の行為をする法人の役員、これらに準ずべき者という、92条の2項にあります。できないとされています。そこで準ずべき者の内容、範囲ですが、これについて行政実例は、法人の無限責任社員、取締役もしくは監査役と同等程度の執行力と責任とを当該法人に対して有する者の意であって、果たしてこれに該当するかどうかは、その会社における実態に即して判断されるべきであると解すると述べてあります。

被要求者波田政和は、平成17年5月23日から平成17年6月20日までは有限マルハ運輸の代表取締役だったことは、定款の記録証書の中に明白であります。よって、自治法92条2項にあります準ずべき者に該当いたしますので、公選法104条に抵触するのは事実であると思います。

以上でございます。

○副議長（扇 作工門君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） あれですね、その月を区切れば50%を超えたところもあったということですよ。その月はそうかもしれんが、しかし、決算書ですから1年を通してやるわけですよ。その中での総売り上げということになるわけですが、この月が仮に超えたとしても、決算の中で見た場合における比率というふうに私は理解しております。

それと、この報告書の中で7ページに先ほどのくだりが載っております。7ページの下の方に、マルハは5,838万1,000円であると。このうちに対馬市がしたのは2,000万、約2,000万、率にして37.2%、これ平成17年ですね。そして、済みません、平成17年4月1日から平成18年3月31日の間が先ほどの37.2であると、比率がですね。ということは報告書のとおり、これは37.2%ということの理解でよろしいのでしょうかね、この分については。

では、先ほど話がありましたが、それからその会社の売り上げから、アトラス、アトラスですかね、有限会社マルハ、株式会社アトラスから売り上げの約3,000万を引くと77.2%になるんだということですよ。この数字からすれば明らかに50%を超えて、そして先ほど言われた実質的な経営者であれば失職になろうかと思えます。

ただ会社ということでございますから、この売り上げから言われるように確かにアトラスもありマルハもあります。しかし、それぞれの法人でそれぞれの決算をしておるわけですよ。その中でマルハ運輸の売り上げから先ほどの有限会社マルハ、株式会社アトラスの売り上げを引いて77.2になるという、こういう計算といいますか、当然有限会社マルハ運輸も法人でございませうから、法人税なんかを払うわけでございますよ。その中に売り上げとして計上されておろうと思えます、この金額が。その中から引くということは、企業そのものを成立させないことになるわけですから、私は37.2%であると確信をとつとるわけだから、私は50%を超えてないので、仮にですよ、仮に経営者であるとしても、両方が満たして、両方が満足をして、92条の2項による議員の資格を失うわけですよ、大変なことなんでよ。

そして、以前100条委員会ございました。あのときにも刑事告発できないということで、私も非常にきつく主張しましたが、今回もまた知事裁定において差し戻しがないように十分審議されたと思うけども、こういう文面からするとその可能性が非常に高い。よって、37.2%であるから、これが認めたパーセンテージであるから、私はこれは兼業に値しないと思えます。その辺の見解。（拍手）

○副議長（扇 作工門君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 今3番の小宮議員が主張される内容といいましたら、結局50%を基準にしなければならないという物の言い方ということになります。しかし、最高裁判

例、実例を見ますと50%を超えたからという判例はないわけです。50%はただ基準にするのが妥当であるという見解しかないということです。それを取り違えしないようにしなければならないということです。ただ自分が50%以上なければだめだと、そんな見解ではおかしいです。それは50%を基準にしなければならないという法令は、今までどこにも見つかってないということです。ただ妥当である、基準をする、妥当であるということはなっておるわけです。その見解はかなり違っているということでもあります。

○副議長（扇 作工門君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 先ほど当初、冒頭申しましたけど、判例というのはなぜ公表してするのかということです。それは公平性を保つためにするんです。ここでこういう判例が出たんだと、あそこはまた違うんだと、こういうことでは公平さを欠くわけですよ。だから、最高裁の判例があつて、そしてそれを基準に判断をしていくようになって、世の中は。ここはここだから、おれは違うということも一つは考えられますが、それは公平性を欠いたものになってしまいます。

先ほど言われた50%以上はあるけども、以下はないというお話ですよ、最高裁の。こういうふうに書いてございますよ、いいですか。これは昭和60年の10月の20日の最高裁判例です。これには——目が悪うなつたですね、最近は、いけません。当該地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超える場合は、その事態において——そのものにおいてということですね、当該法人は地方自治法第142条の主として同一の行為をする法人に当たるといふべきであると。しかし、言われる分、書いてございますね。請負量が当該法人の全体の請負量の半分以上を超えない場合があつても、当該請負は当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の執行の公正、適正を損なう場合、50%以下の場合はそのような状態が生じたときにこそ適用されるものであつて、50%を超えないものは論外だと思います。

以上。（拍手）

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 意見の、何ですか、食い違いといいますか、今小宮議員が言われるのもわかるわけですが、じゃあ50%を超えなければ何ら法に触れないということになれば、この我々議会の26名の議員の中にも、49%まで公共入札に参加させることはできるわけですよ。桐谷徹議員でもそうですよ。公共入札に入ろう思うたら49%以内でとめればいいわけですよ、そうなれば。しかし、そういうことができない、公平、公正かつスムーズにいかせるがために、そこの議会で決められることは決めていくという趣旨が私は妥当だと思うわけです。

今例に、判例になつてる部門も、これは村と取引のあつた判例がここに出てますよね。これは一株も、株を一株も持っていない村長が、そのときの取引でそういう判例が出てる実例はここにあ

りますよ。そのことを言われてると思うんですが、やはりこれは議員としてしっかり考えていかなければ、これが例となれば、先ほど言いますように49%以内でとめれば公共入札にどんどん参加しますよ、議員も。そうなったら統制はとれなくなりますよ。（拍手）

○副議長（扇 作工門君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 委員長が言われるとおりに、50%を超えなければいいじゃないかと。49.9%でも堂々と議員として公共の事業ができるじゃないかという話ですよ。それは私ども市民から選ばれてるんですから、それは議員としての常識ですよ。だから、常識的なものだから、そういう論ずるべきものじゃないということです、常識です。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 今ですね、今小宮議員が言われるとおりに、私たちは、私たちは何も先に感情的なということは、当初に小宮議員から言われましたけど、感情的ではこういう調査はできません。何も波田議長を好き嫌いでやってきたわけじゃないわけですよ、当初から。ただきょうの内容等のおりに、議長たるものがいろんな不信感を持たれたら公平、公正にできないから、議長はやめてくださいということで不信任案可決されたわけですから、可決のおりにしてくださいということで進んでるわけで、今議員の常識と言われましたけど、そのおりにですよ。議員の常識があれば当然やめるべきだと思うわけです。小宮議員もいいこと言ってもらったと思いますよ。（拍手）

○副議長（扇 作工門君） 静かに。ほかありませんか。10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） 委員長が答えるべきですから、私が答える必要はないと思うんですけど、小宮議員の言われる最高裁の判例ですよ。なるほど書いてあるところもあります。ただし、これは熊本の森林組合の問題でありまして、直接組合長に利害関係はないということです。そういうところも考えてもらって判断をしてもらわなければ、その上で個人と法人契約、そういうところを少し説明をさせてほしいんですが、まず波田議員は法人契約は全国の例からいいますと、売り上げの50%が一つの目安だと弁明をしておりますが、個人事業については年に2回、定期的に市に文房具を年間売り上げの約10%程度を納入しただけでも、兼業禁止に違反すると。ただし、法人になると50%を超えなければ兼業禁止の違反にならないと。ただし、これは不均衡を生じる結果となると。

だから、法人の場合は無限責任社員等は利害が間接的であり、かつ法律、定款、株主総会、取締役会の制約を受けながら業務を遂行するのに対し、個人の場合は利害が直接的であり、自己の自由意志によって業務が遂行でき、不正がより介入しやすいことから、個人経営と法人の場合は区別があるように思われると。

ところが、この有限会社マルハ運輸の場合は、300株のうちの280株が議員本人、残りの

20株が奥さんの麻美さんが持っております。ということは名前だけが法人で、中身の経営そのものは個人企業と何ら変わつとるものではありません。だから、その辺も皆さんもよく判断をお願いいたします。

以上です。(拍手)

○副議長(扇 作工門君) ほかありませんか。5番、三山幸男君。

議員(5番 三山 幸男君) 委員長にお尋ねをいたします。

特別委員会のあり方についてお尋ねをしたいわけですが、報告書の7ページ、22日の証人取調べに対して、これ怪文書といいますか、新聞のチラシにも入ってございましたけれども、余りにも非人道的な場面があったのではなかろうかと思っておりますが、その辺、まず詳細にお尋ねをいたしたいと思っております。

○副議長(扇 作工門君) 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長(大部 初幸君) 三山議員の質問に答えます。

先ほど私が意見書で、委員長の報告書で今報告したとおり、私たちが朝になって事務局の方に順序変更が彼らの方から来たわけですね。我々は私たちの委員会としての進め方があるわけですよ。波田麻美さんから最後の、今怪文書のことを言われてますけれども、これ事務員さんですから、一番最後に詳細なことが知りたいから事務上のことも知りたいし、だから一番最後に事務員さんを来てもらったわけですね。

その怪文書の件ですが、子供はちゃんと議会事務局の方で阿比留美香さん、女の事務員さんから預かってもらったり、また議長室でですね、その怪文書が出てくるような内容ではありませんし、まして私は不可解に思うのが、この怪文書には名前も何も出てない怪文書なんですよ。それを三山議員がこういう議場の中で取り上げる自体がおかしいと私は思うわけですよ。怪文書、何の根拠もないわけですよ。反論で私たちが嫌いな人だったら、名前なしで出したのと一緒やないですか。責任ある怪文書だったら自分の名前を出して当然ですよ。こういう議場で取り上げるべき問題ではないと私は思います。(拍手)

○副議長(扇 作工門君) 5番、三山幸男君。

○議員(5番 三山 幸男君) 私が取り上げた、取り上げないを委員長がとやかく言うことではないんじゃないかと思っております。ただ私が聞いた中では、確かにファックスで事務局に無人のとき流したと。22日の朝、事務局の、きょう朝確認するつもりでしたが、永留次長がこの資料の制作のために本人に確認することはできませんでした。局長、永留次長からマルハの方に8時50分、電話があったそうです。変更はできますという内容の電話だったらしいです、私が聞いたところはですね。

それと、あるいは例えば私たち素人が考えた中で、2歳、3歳の子供さんがいらっしゃる。子

供さんに熱がある。そういうときに順序、順番を変えてほしいという願いを、事務員であるから一番最後に総括的な証言を聞きたいということで、例えば朝9時から夕方、夜の8時半までここに詰めたことが、先ほどの大部委員長の私に対する答弁に値するのかなあと、私はそう思っています。再度お願いします。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 朝から詰めるということはないですよ。大体10時から波田麻美さんを証人訊問したいということで、前から打ち合わせがあつてのわけですよ。波田麻美さん、今事務員さんは3時以降か何からの出頭——出頭とは失礼です、こちらの方に出てきてくださいということですので、どこから朝9時からという。議会事務局もあいてません。（発言する者あり）そういうことを私たちもわからないし、今三山さんの方から熱とかいうのも私たちもわからないし、（発言する者あり）ちょっと待っててくださいよ。そういうことで事務局もちゃんと向こうとのやりとりをしながら、日程と時間をこういうことのないように、くれぐれも私たちも女の人ですから、早く帰られるような時間変更、時間調整しとったわけです。ただ向こうの方からいきなり朝のうちに変更ばあんと来たから、うちとしてはそういうことはできませんよと、認められませんよということでしたわけです。

○副議長（扇 作工門君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） これが最後になると思いますので、例えば子供さんの診断書を出せとか何かいう要求はしませんでしたか。（発言する者あり）あつてませんか。私が終わってから答弁はお願いすればいいわけですけども、私が聞いた範囲では、子供さんに微熱があつたと。ちょっとあるないは別として、私が質問してるわけですから。そして、例えばほかの取締役が体調が悪いといったら診断書を提出せろと。それで認めたということで、その違いを私は知りたいわけです。

例えばAという人は認めた。本人じゃない、子供さん、それも2歳、3歳ですよ。夕方一番最後になると保育所が6時まででしょ。そうしますと時間的にも家にだれもおらんかったら迎えもできないというような家庭的な事情もあつて変更を申し込んだ。それが十分事務員さんの気持ちと委員会側の気持ちがかみ合わなかったのかなあ。私は診断書を出したというような報告も受けてますけども、聞いてます。ただ委員会の中には、そういう診断書は提出がなかったというようなことでしょうか、その辺の意見の食い違いといいますか。私は証人に対する訊問は、あくまでも柔軟に対応すべきなものであつて、そういう事情があれば当然多少の変更はやむを得ないんじゃないのかと、そういうふうな委員会であつてほしいと思っています。

ただ何もかも証人の言うとおりに、要求どおりにしてますと、いろんな調査ができませんので、多少なことはあるかもしれませんが、そういう例えば家庭的な事情とか子供の事情でそうい

う問題が発生する、した。あるいはこれを見る限り、一般の市民の方が必ずしもこのとおりに判断しないにしても、やはりこれに近い判断をされる可能性がありますので、その辺も十分含んでほしかったなあと思っております。もし事務局にそういうことが、連絡があつてるかどうか、お願いをいたします。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 三山議員、私たちも人道的な道は外れません。当然前もってマルハ運輸の関係、マルハの関係方には事前に連絡をとって、それで猶予を持った工程でやってきたわけですよ。そして、時間にしても、先ほど言いますように、迷惑のかからないように、子供さんがおるといこともわかりましたので、その分も十分理解をしとったわけですけど、向こうの方から先ほど言いますようにいきなりこちらの、私たちが何日前から打診を受けて了解もらつてるやつが、朝方着いたらぽつと事務局にそういう打診があつたから、それは認められませんよと。

私たちも日にちがあるなら、随時変更するんです。どうしても3月の定例会が5日というようなのが前提ありますし、臨時議会である程度臨時議会も招集を早くしてもらって、これを決着しなくてはいけないということで、日にちもないということも理解してください。そして、また本人の方にも、子供さんはこちらの方で、こういう形で預かりますよということで了解のもとに、この委員会は進めております。（拍手）

○副議長（扇 作工門君） 三山議員は事務局に何か聞きたいか。

休憩します。

午前11時26分休憩

.....
午前11時28分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開します。

ほかにありませんか。15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） 委員長の方にひとつお伺いしたいと思います。

別表の8ですね。先ほど有限会社マルハ運輸、これの売り上げ全体からの対馬市の率の件でお尋ねをしたいと思います。

先ほどアトラス、マルハ、この分を差し引くと全体的な市の請負比率77.2%、このアトラスにしてでもマルハにしてでも、それぞれ独立法人であつて法人税は払つてあるわけです。それで、会社自体は同族会社である。しかしながら、法人税は払つた。そうすればこれはアトラス、マルハを引く必要はないと、私はそういうふうと考えて、売り上げ全体からの対馬市の率というのは37.2%を基準に考えればいいんじゃないかならうかと、そういうふうと考えておるわけです。

が、委員長の御所見をお願いしたいと思います。

○副議長（扇 作工門君） 14番、大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 先ほど、今兵頭議員の質問ですけど、先ほど小宮議員と中身は余り変わらないと思うわけです。だから、35でいくか37でいくか、先ほど最後に小宮議員の方からも、議員として常識的な行動をとるのが議員であるとは私たちが思うわけでありまして。

それとつけ加えておきますけども、波田議長の方より最後の弁明のときに、うそ偽りなくちゃんとした証拠書類は要求どおり提出しますということで、私たちは弁明を受けたわけですが、マルハの方にしても全く出してくれない。運輸の方にしても35%を私たちが立証する、確認するために、最寄りが一番近い試算表を提出してくださいということやったんですけど、その試算表も提出拒否なんです。そういうことも皆さん御了承願いたいと思います。

○副議長（扇 作工門君） 15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） 77.2%と37.2%、それぞれ判断の基準というものがあるわけです。50%というのは、あくまでも先ほど宮原議員が言われるように、ぼんやりした50という起点はある。起点はあるが、上下のあれはない。それは言われるとおりです。

しかしながら、77.2%と37.2%という大きな差があるわけですね。そこをあなた委員長方はどこを基準、37.2%を頭に置いてされるのか、77.2%にされるのか。77.2%ならばアトラス、マルハ、それぞれ独立法人、そういった中でそれぞれ法人税も払っとる、所得税も払っとる。そういった中でマルハ運輸は、こちらの方をのけたところの37.2%を基準に置くべきじゃないかというようなことで質問しとるわけです。それだけです。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） パーセンテージのことを指摘されますけども、今クリーンセンターから海岸までの搬送経費ですね。これを先ほど言いましたように8月、去年の8月から約80万前後の毎月の動きがっております。だから、これ8月に、18年度の試算にしても、試算表だから見たいわけなんですよ、そこまでどんなふうになってるか。これをただ17年度に上乘せすれば、先ほど言いますように70何%の数字が出るということですので、私たちはもたが出ないわけですから、昨年の売り上げに対して、ことしのこのクリーンセンターから海岸までの搬送費をプラスしたら、こういう数字が出るというのがある程度の予想で出てるわけです。この数字的な毎月の売り上げ数字というのは、これ正確な数字であります。

○副議長（扇 作工門君） 15番、兵頭榮君。

○議員（15番 兵頭 榮君） それぞれあれして、それぞれの個人個人の後は判断になるわけですが、委員長の言われることもわかりますが、後は自己判断で解釈したいと思います。

以上です。

○副議長（扇 作工門君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 最終的に要望になるかわかりませんが、委員長報告を今真剣に聞いて読み返してみたんですが、で、質問等もいろいろしたんですが、一、二点お尋ねをいたしますが、波田政和議員は、前回の臨時議会の弁明で、資料等の請求には応じるという発言をされました。また、マルハ運輸の場合は触れてないという発言もされました。

ところが、今回いろいろ資料は請求、事業だからされておりますが、パーセンテージは。皆さんそれによっていろいろ質問等もあっておりますが、それが正しいかどうか。提出された資料が正しいかどうかは、私は税務署の申告が判断基準だろうと思うんです。それをなぜ拒否したのか。出していることが真実でないのかどうか。税務署に申告していること、本人が提出しているのが合っているのか合っていないのか。その辺の確認、拒否された中で、やりとりの中で、そういう、また有限会社マルハは一切の資料を提出拒否しておりますが、委員長報告のとおり、本人はそういう議員であり、また議長である。議会の決定によって決められた100条の調査権があります。それに従うのが議員の常識ですが、そういうことを弁明をされた中で、どうい理由により正確に拒否する根拠は何であったのかが、もし証人訊問等でおわかりであれば、その辺のところはどうだったのかということをお尋ねいたします。

○副議長（扇 作工門君） 14番、大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 今、桐谷議員の方からも意見がありましたとおり、私たちも実際的に今マルハ運輸からの決算書は、決算書だけ当初来たわけです。勘定科目も添付されていない。まして決算書には消費税確定申告書というのがあるんですよ。それを添付してくださいといっても、それもできないということですし、ただの決算書だけやったら、先ほど言いますように、私たちも100%信じることはできないわけなんです。だから税務署の方に、税務署の確定したその書類が欲しかったわけですから、それも提出を要求したわけですけども、本人の方からの了解がないと税務署の方は出せないということで、守秘義務事項ですよ。だから、もらわれなかったというのが現状であります。

だから、何回も言いますように、決算書というのは、私も小さいながらに会社を経営しておりますけど、同族会社だったら当然私もしてきました。片方が赤字やったら片方の黒字を補てんするためにやりますよ、そういうことは。だから、自分もそういうことをやってきた本人ですから、その道わかりますからね、そういう書類を提出してくださいということと言ったんですけども、向こうの方が出してくれなかったというのが現状です。もう公の場で自分のことも言うのもおかしいんですけど、そういうのが……

○副議長（扇 作工門君） 静かにしなさい、静かに。

22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 拒否されたのは委員長報告で僕わかるんですが、その拒否する理由、本人は弁明で提出をします。これはなぜ僕が厳しく言いよるかといいますと、本人は株の90%以上を全部持っておる、議決権を持っている立場にいるわけです。代表取締役社長は雇われです、株を一つも持たない会社です。本人が指示をすれば当然提出ができる環境の会社にあると私は認識しているわけです。で、なぜ、ただ拒否する拒否する、どういう理由で提出できないと言ったのか、その発言が全くなかったのかが知りたいわけですが、その辺を答弁をよろしくお願いします。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 先ほど言いますように、私たちも一応そういう今指摘事項は当然のことですので、大石氏、また内山取締役にお問い合わせもしたわけですが、どうしても出せないということで提出はいただいております。

○副議長（扇 作工門君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） もう3回目ですから、その件はそういうことは理由は言わなかったということでやむを得ませんが。

もう一点、先ほどから質問等いろいろ聞いておりますが、この92条の2の請負高50%が云々論じられて、いろいろ50%が基準になっているようではありますが、私も一生懸命この件は勉強させていただき、弁護士等にも相談をいたしました。50%以上の場合は100%触れると。以下の場合はその会社の状況によると。50%以下でも触れると、こう書いてあるんですね。だから、50%が上下が一つの触れているか触れていないかの基準にするのは若干おかしいんじゃないかと、僕の知識ではいろいろ考えておりますが、その辺で論じられておるようですが、この結論を出す中で、触れておるという結論を出しておられる中で、これ今、委員長報告を読みますと、8ページに、平成18年度決算やそれ以後の決算においては、市の請負だけで50%を超えている可能性がある。これ資料、別紙8、9で書いてあるわけですが、その辺を私は先ほど委員の中の桐谷徹議員が発言、答弁しておられましたように、この有限会社法人は夫婦で株をすべて持っておる。法人というのは利益があった場合に、その利益の共有が大勢の人に渡るのが通常法人ですが、この場合は特殊で、個人のその夫婦の家にだけ利益が還元ができる法人であるということになると、非常に法人という見解が難しい、個人と同様のような法人という解釈もできますし、非常に私もその辺の判断は悩んでいるところでありますが、その辺のところは委員会等で桐谷徹議員の答弁でありました、そういう個人と同等の内容の会社であるという判断からも加わっておるのかどうか、この決定にですね、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、判断の基準の中に。

○副議長（扇 作工門君） 14番、大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） まさに今言われるとおりで、私たちも弁護士の方に相談しました。持ち株はこういう形、ということは、持ち株をそのまま持って代表者を外れたとしても、その会社のオーナーは持ち株の所有であるから、オーナー的存在は外れないと。その会社に何かがあれば、持ち株の株を持っている人の責任であるということまで私たちもそれなりに聞きながら進んできたわけです。

桐谷さんの言われたとおりに、私たちもいろんな調査をした中で、きょうの委員長報告にいたしました。

○副議長（扇 作工門君） 10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） 委員の一人として桐谷正義議員の質問にちょっと答弁をしたいと思うんですけど、私も法律屋やさんにこの問題を相談してみました。そしたら言われることが、法人にいろいろな法人があると。上場企業もあれば、普通、上場しない企業、有限もあれば合資、いろいろな法人がありますが、今福岡の方では、こういう法人が脱法行為でやることが非常に多くなってきて、指名願の場合には株主の明細表、例えば1人の人が過半数以上株を持たないような、そういうふうなところまでチェックをしながら受け付けをしていると。そして先ほどの総勘定元帳の信用性の問題、私が直接調べた範囲の中では、17年度に使われている元帳のはずなんですけど、帳簿のひもは真っさらでしたね。そしてページも1回もめくられた形跡はありません。そして、表紙に書かれた12年度、この表紙も真っ白で真っ黒の字が書かれてあります。恐らく慌ててパソコンで打ち直して持ってきたものではなかろうかと私は推測をいたしております。

以上です。

○副議長（扇 作工門君） ほかにありませんか。6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） 委員長にお尋ねをいたします。

業務委託とか、そういう契約書、こういうものが一般の家庭に今100条委がしてある文書から出ているということをお尋ねをしますが、こういう公文書が一般の家庭に配付されてもいいのかどうか、委員長はちょっとお答えを願いたいと思います。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） 済みません、もう一回。

○議員（6番 小宮 政利君） こういう文書が各ところから出てもいいのかという。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） これを一般家庭に流してもいいのかということですか。

私たちも審査上、いろいろそれは今指摘のとおり、行き過ぎたと言われればそうかもわかりませんが、何にしても詳細な、当初言いますように、やはり一議員の失職をするかしないかという問題ですので、重要な問題だと考えてそういうふうに行動をとっております。

○副議長（扇 作工門君） 6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） 私が言っていることは、今ここにも見てありますように、見られましたように、委員長が、こういう公文書をたしかこれは秘密、機密な文書だと思えます。こういうものが一般のところに出ていく。私としてはせっかくの審査特別委員会、これは今回この議会になってから2回目ですけど、これから何回もこういうことがあると思えますので、そういうことを踏まえてひとつ、やっぱり秘密を保持するところは保持する、やっぱりぴしゃっとそういうことで、せっかくの秘密で委員会が開かれておるわけですから、そのところを委員長にお願いをしておきますし、これから先も何回もこういうことがありますように——ありますようにですよ、要望しておきます。

○副議長（扇 作工門君） 大部初幸委員長。

○資格審査特別委員長（大部 初幸君） わかりました。この一般廃棄物、この委託契約書の件で言われていると思えますので、（発言する者あり）はい。私たちはこれは実際に委員会以外には配付してないはず。持ってないでしょ。（「きのう持ってきただけ」「委員会でとった品物じゃないよ」「しかしこれを」「市役所からもらった分よ」「しかし委員会でとったちゃろ」「委員会でとつとらんそれは委員会で請求しとらんよ」と呼ぶ者あり）いや、私たちもその分は請求してない。（発言する者あり）うん、してない。そうなんですよ、だからちょっと意味が僕もわからなかったんですけど。

ちょっと休憩してくれませんか。

○副議長（扇 作工門君） 休憩します。

午前11時49分休憩

.....
午前11時54分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開します。

6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） 先ほども言いましたように、委員長にこれからも慎重にそういう書類なんかを配付するときにはお願いをしますということで私の質問を終わります。

○副議長（扇 作工門君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） これで質疑を終わります。

休憩いたします。午後から、1時からですかね、皆さんが話し合う時間があったら1時半にしますけど。（発言する者あり）じゃあ1時に再開します。（発言する者あり）じゃあ午後から、1時半に再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時30分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開いたします。

波田政和君から、自己の資格について弁明したいとの申し出があります。これを許します。
休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開いたします。

波田政和君の入場を許します。

〔26番 波田 政和君 入場〕

○副議長（扇 作工門君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開いたします。

波田政和君に資格について弁明を許します。26番、波田政和君。

○議員（26番 波田 政和君） ただいまより弁明をさせていただきます。

議員皆様と関係者の皆様には、私ごとの資格審査報告のための臨時議会に出席していただき、まことに申しわけありませんでした。弁明の機会を与えていただきましたので、いま一度、一連の疑義について説明をさせていただきます。

前回の弁明後に、地方自治法100条調査権が地方公共団体の事務の範囲であるということで、100条調査委員会が対馬市議会で議決され、全国類を見ない調査が始まったわけではありますが、私といたしましては、98条1項も付与しているということから、いきなりの100条調査権の行使に憤りを感じておりました。

しかし、対馬市議会の議決である以上、真摯に受けとめ、100条調査の本来の目的の判断を間違えることがないように信じておりました。事実関係を確定するためには、証拠資料の提出と証拠方法の2通りがあります。証人喚問が証拠方法であることは皆様既に御承知のとおりですが、今回の証人喚問において、証人の正当な理由による時間変更も認めず、まるで証人を被疑者でも扱うような強制力を果たして発動できるものでしょうか。今回の行き過ぎた出頭要請が人権侵害に発展するような行使の権限まで対馬市議会は100条調査に付与したのでしょうか。

このような事態を考えたとき、数の暴力とでも表現したらいいのかわかりませんが、市民のための議会であるはずで、互いに法の解釈に行き過ぎがないよう、議会は合意体であります。今後はともに監視し、市民に信頼される議会でありたいものです。

資格審査報告書を拝見しますと、2月21日の証人訊問では、証人に対し、証言内容が皆さん朗読されたとおり、意図的に波田議員がかかわりがあるとでも証言させたく、訊問内容が誘導的部分が数多く感じられますが、議員資格審査との因果関係があるとは思えず理解に苦しんでおります。

また、2月22日の証人訊問では、実質的経営者が波田議員であるとの確信のもとでの審査会の質問があつているように思いますが、一つの企業を若い後継者たちに譲り継続していただくために、どんな指針を与え、どんな形で地域へ貢献できるのか見守ることが先人としての責務と感じており、自然体であるのではないのでしょうか。

また、先人の貢献度に対し、現取締役の配慮がなぜ指摘材料になるのかわかりませんし、資金援助をしたとの指摘があつておりますが、会社がつぶれ、皆様に迷惑かけるような惨めな人生を送らせるより健全だと思つてのことです。

また、ごみの収集運搬事業に関して、団体と法人との間で対馬市も初めての事業であり、よりよいものにするために双方が協議を重ね、いい形での経費削減を目指し、事業の展開をするとの申し合わせがあつており、民間の知恵を提案し、進んでいるのであり、皆様、島の現実、現況を少し御理解いただきたい。

続きまして、私なりに調査のポイントを説明させていただきます。

資格決定要求の中で提案理由に、有限マルハ運輸に対し、法の92条2項を根拠とする公職選挙法104条違反が濃厚であるので調査することですが、法の92条2項は皆様既に御理解のとおり、地方公共団体の請負契約の規制を制限した条例であり、2つの契約があります。1つ目は個人請負契約、これについては10円でも違反であります。2つ目は法人請負契約、この契約は法人会社が団体と請負契約を締結する関係で、団体と法人は別格であり、個人契約とは扱いが異なります。

次に、法人請負契約について御説明をさせていただきます。

ポイントといたしましては、1つ、会社の役員のままのとらえ方と、2つ、役員ではないときのとらえ方があります。今回の調査は、議員就任後21日間の中で役員変更がおくれたことに対する調査だと思いますし、前回は申し上げましたとおり、登記手続のおくれであり、22日目には変更が完了しています。しかし、判断基準として決算期ごと、12カ月を1期としますので、直近の決算書が審査対象となり、その中で地方公共団体の取引状態は平成16年度0%、平成17年度37%、調査月だけなら3%の実態になっております。同族会社で連結決算でもやっ

いてパーセントを下げているような疑いを100条調査からかけられていると聞き及んでおりますが、各会社ごと単独決算で申告をし、しっかり納税をしているそうです。参考として、税務署へでも行き、お調べくださればわかると思います。

判断基準といたしましては、行政実例集の中でも全国事例の中でも、法人の請負高の50%未満の場合は（ホヨウ）されるとあります。判決事例でも同じ答えが出ていることは文献に書いてあるとおりでと思います。判断基準として、行政実例の中、昭和32年5月11日の中に、最近の決算書を用いることが適当で、事業活動が進行中の当該年度の事業量を用いることはできないと実例集に書かれてあります。ということから、18年度が確定がまだなされていないので資料提出がなされなかったのではないかと、私なりに認識しております。

次に、実質的な経営者ではないかについてですが、前回も説明をいたしましたが、私は経営者ではなく、創業者だと識別をしておりますが、いま一度皆様に御理解をしていただくために、法の92条の下段部分の中に、これらに準ずべきものについて、行政実例（昭和31年10月22日）105号の中より抜粋し、異議についての御説明をいたしたいと思います。法の92条2項の議員の請負禁止に関する規定のうち、これに順ずべきものとはいかなるものをいうのかの問いに対して、答えとしまして、本人が職員の職にない場合には、直接法の規定に抵触しないと、実例集に書かれてあります。

なお、株主、特に多数株を有する者、有限会社の社員は、会社の経営に関し、相当の支配力を有すると考えられるが、これらのものは含まないと解してよいのかとの問いに対しても、後段お見込みのとおりなどと行政実例の中にあります。この実例集をしっかり参考にいただければ内容の理解ができるのではないかと考えております。

次に、92項と公職選挙法104条に抵触するとの疑義で調査されておりますことに対し、前回の弁明で私自身抵触はないと証言しておりましたので、今回は調査のポイント、説明の趣旨を株主、いわゆる法人会社の所有と経営の分類について補足説明をさせていただきます。

1つ、出資者とは、会社の株主であり、会社は株主の所有であります。2つ、取締役とは、株主が選んだ会社経営での意思決定者であります。3つ、代表取締役社長とは、会社の業務執行者であり、会社の運営の決定権はすべて代表取締役にあり、株主といえども何ら決定権はないのです。つけ加えまして、株主には利益権と共益権とがあります。利益権とは、投下した資本からの収益と回収の権利であり、共益権とは総会における議決権と請求権などがあり、ほかは法律の実務を御参照ください。

以上の説明からもおわかりになりますように、会社の経営から運営まで代表取締役に権限があるのです。つまり株主とは、取得した株式の数だけ責任を持っていて、会社の経営に直接責任を持たないのが株主ということになります。取得した株式の数だけの責任とは、万が一、会社が負

債を負って倒産した場合、株式の価値はなくなりますが、それだけの負担、責任は持つてください。でも、会社の負債などは一切免責しますと言う責任です。株式の責任原則を株主有限责任の原則、商法200条1項といます。株主は出資者として総会を通じて意思決定には参加できませんが、有限责任であり、経営責任は負わないのです。会社の業務執行などには原則参加できず、取締役会が担当します。

以上の説明から御理解をいただきたく、法人会社とは出資する人と経営する人に分かれ成り立っており、出資者が全権限を振るい運営することはできないのです。これが法人会社における所有と経営の分離なのです。

以上で、私なりの最終弁明を終わりますが、今回の資格審査委員の皆様におかれましては、豊富な知識と全国事例、行政実例などを参考とされ、総務省などの最終見解を通し、正しい認識のもと御判断いただけると信じ、私の弁明とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○副議長（扇 作工門君） 波田政和君の退場を求めます。

〔26番 波田 政和君 退場〕

○副議長（扇 作工門君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩します。（発言する者あり）じゃあ30分休憩します。

午後1時48分休憩

.....
午後2時18分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開いたします。

11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 全協の要請をお願いしたいんですが。よろしくをお願いします。

○副議長（扇 作工門君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後3時07分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開いたします。

波田政和君の議員の資格決定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

(「投票をお願いします」と呼ぶ者あり)

ただいまの議長の起立の宣告に対し、投票による採決の要求がありました。会議規則第70条第2項の規定により3人以上の賛成者が必要であります。無記名投票採決を求める方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長(扇 作工門君) 起立3人以上であり、要求は成立しました。したがって、波田政和君の議員の資格決定については無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○副議長(扇 作工門君) ただいまの出席議員は24人であります。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状ない旨を議長に報告してください。

[投票箱点検]

○副議長(扇 作工門君) 異状なしと認めます。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○副議長(扇 作工門君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(扇 作工門君) 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載し、1番議員より順次投票願います。

なお、投票中賛否を表明しない票及び賛否の明らかでない票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなします。

それでは投票を行います。1番から順次。

[投票]

○副議長(扇 作工門君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(扇 作工門君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長(扇 作工門君) 議員の資格を有しないものとする決定は、地方自治法第127条第1項の規定によって、出席議員の3分の2以上のものの賛成を必要とします。ただいまの出席議

員は24名です。その3分の2は16人です。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に三山幸男君及び小宮政利君を指名します。
両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（扇 作工門君） 投票の結果を報告します。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票24票、無効投票0票。有効投票中、賛成14票、反対10票。したがって、波田政和君の議員の資格決定については、議員の資格を有すると決定しました。

お諮りします。ただいま波田政和君の議員の資格を有すると決定されました。改めて資格決定書案を議決する必要があります。比較決定書案については議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） したがって、資格決定書案については議長に一任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後3時22分休憩

.....
午後3時22分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開します。

本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ延長します。

休憩いたします。3時45分に再開したいと思います。

午後3時23分休憩

.....
午後3時49分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開いたします。

お諮りします。ただいま各議員に配付のとおり波田政和君資格決定書案について、地方自治法第127条第4項において準用する第118条第6項の規定により公布します。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 異議なしと認めます。したがって、資格決定書を地方自治法第127条第4項において準用する第118条第6項の規定により公布することに決定しました。

暫時休憩します。

午後3時50分休憩

.....
午後3時53分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開します。

追加日程第1. 発議第3号

○副議長（扇 作工門君） お諮りします。各議員に配付のとおり急施事件として議事日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第3号、資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発についてを議題とします。

本案について提出者の提案理由の説明を求めます。14番、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 発議第3号、資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発について、本議会は、波田政和議員が地方自治法第92条第2項の規定に抵触の疑いがあるところから、関連する対馬市厳原町久田615番地2の有限マルハ、代表取締役内山義幸氏への記録提出を求めたが、正当な理由がないにもかかわらず、提出を拒否したものである。

このことは地方自治法第100条第3項に該当するものであり、同条第9項の規定により告発することについて、議会の議決を求める。

なお、この発議案は、急施事件として日程に追加し、議題にされることを望みます。平成19年2月28日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議會議員大部初幸、同、武本哲勇、同、宮原五男、同、阿比留光雄、同、大浦孝司、同、初村久藏、同、桐谷徹、同、永留邦次です。よろしく申し上げます。

○副議長（扇 作工門君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号、資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案はこれを告発することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（扇 作工門君） 起立多数であります。したがって、本議会は内山義幸君を記録提出拒否の罪により告発することに可決しました。

追加日程第2、発議第4号

○副議長（扇 作工門君） 追加日程第2、発議第4号、資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発についてを議題とします。

本案について提出者の提案理由の説明を求めます。14番、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 発議第4号、資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発について、本議会は、波田政和議員が地方自治法第92条第2項の規定に抵触の疑いがあるとのことから、関連する対馬市厳原町久田615番地2の有限マルハ運輸、代表取締役大石幸人氏への記録提出を求めたが、正当な理由がないにもかかわらず、提出を拒否したものである。

このことは地方自治法第100条第3項に該当するものであり、同条第9項の規定により告発することについて、議会の議決を求める。

なお、この発議案は、急施事件として日程に追加し、議題にされることを望みます。平成19年2月28日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、対馬市議会議員武本哲勇、同、宮原五男、同、阿比留光雄、同、大浦孝司、同、初村久藏、同、桐谷徹、同、永留邦次でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（扇 作工門君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小西明範君。

○議員（1番 小西 明範君） 一つだけ。この告発をどこにされるのでしょうか。

○副議長（扇 作工門君） 14番、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 当然南警察署の方に行くと思います。

○副議長（扇 作工門君） 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（扇 作工門君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（扇 作工門君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号、資格審査特別委員会の記録提出拒否に伴う告発についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案はこれを告発することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（扇 作工門君） 起立多数であります。したがって、本議会は大石幸人君を記録提出拒否の罪により告発することは可決しました。

休憩します。

午後4時01分休憩

.....
午後4時03分再開

〔議長交代〕

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に一任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することと決定しました。

引き続き、本日は私事で特別議決まで採決していただき、申しわけございませんでした。10名の議員の皆様方の英断で、私に議員の資格があるとの採決をいただき、まことにありがとうございました。まだまだ若い人材を殺すことよりも生かし育ててやるとの思いが私にひしひしと伝わってきております。本当にありがとうございました。

また、資格審査委員会の皆様と賛同議員の方々に対し、手を煩わせたことに対し、今後は襟を正し、疑われることがないよう努力したいと思っております。今後は行政と議会が（キョウセン）を合言葉に前進したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出がっておりますのでお受けいたします。市長。

○市長（松村 良幸君） 本日の臨時会での長時間の審議、お疲れさまでございました。

それから、引き続きの議会で大変恐縮ではありますが、3月5日、平成19年の第1回定例会を招集いたしておりますので、多忙の折とは存じますが、御出席を賜りますようお願いを申し上げます。

御承知のとおり、今、全国各地域、特に地方、なかんずく離島、辺地、過疎地、どこも今大変な状況であります。情報的に対馬だけが大変と思っただけあるかも知れませんが、今各地域が中央との格差がどんどん広がっております。地域が地域を挙げて、これから中央に攻め上げる時代、これが地方分権の時代だと思っておりますので、そのためにはやっぱり住民の皆さん、あるいは議

会の皆さん、私ども行政、市民協働をよろしく三位一体となったこれからの、あしたの対馬の元気づくりに向かって、特に議会と私どもが、行政が、これも両輪となって進まなければ、この地域間競争におくれをとってしまいます。大きく差がついてまいりますので、とにかく対馬の元気づくりに向かって、なお一層の御努力をお願いをいたすものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

2月も本日で終わりました、あすから暦の上では春でございますが、朝晩は気温もまた低くなります。こういったときは季節の変わり目でございますので、また風邪もはやっているようでございます。私も花粉症でもう全くどうしようもない、薬で何とかやっているんですが、もう夜になるとティッシュが2箱ぐらい空になります。皆さんもぜひそういったことにならないよう、どうか気をつけられて、議員各位の健康を祈念申し上げまして閉会のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（波田 政和君） 会議を閉じます。平成19年第2回対馬市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

副 議 長 扇 作工門

署名議員 小宮 教義

署名議員 阿比留光雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員